

【法令名】

- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

【掲載官報】	平成 23 年 8 月 12 日 号外第 176 号 9 ページ
【法令番号】	平成 23 年 8 月 12 日 法律第 98 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日〔平成 23 年 8 月 12 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 指定市町村の指定等（第3条関係）</p> <p>（一） 総務大臣は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域の設定を行うことの指示等の対象となった区域を含む市町村であって、その住民が当該市町村の区域外に避難することを余儀なくされているものを、指定市町村として指定することができる。</p> <p>（二） 総務大臣は、（一）による指定をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。</p> <p>2 避難住民の届出等（第4条関係）</p> <p>（一） 避難住民は、当該指定市町村の長に避難場所を届け出なければならない。</p> <p>（二） 指定市町村の長は、（一）による届出を受けたときは、遅滞なく、届出に係る事項を指定都道府県（指定市町村の区域を包括する都道府県）の知事に通知する。</p> <p>3 避難住民に関する特定の事務の届出等（第5条関係）</p> <p>（一） 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、法律又は政令により指定市町村又は指定都道府県が処理する事務のうち避難住民に関するものであって、当該指定市町村又は指定都道府県が処理することが困難であるものがあるときは、総務大臣に対し、当該事務の範囲を届け出ることができる。</p> <p>（二） 総務大臣は、（一）による届出を受けたときは、当該届出をした指定市町村又は指定都道府県の名称及び当該届出に係る事務の範囲を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>4 避難住民に係る事務処理の特例等（第6条関係）</p> <p>(一) 指定市町村の長又は指定都道府県の知事は、3の(二)により告示された事務（以下「特例事務」）について、避難住民の避難場所をその区域に含む市町村又は都道府県であって法律又は政令により特例事務と同種の事務を処理するもの（以下「避難先団体」）の長に当該避難住民の氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び避難場所を通知することにより、当該避難先団体が処理することができる。</p> <p>(二) (一)の通知を受けた避難先団体は、当該通知に係る避難住民に関する特例事務を処理する。</p> <p>5 避難住民に係る事務処理の特例に係る費用の負担（第9条関係）</p> <p>(一) 4の(二)により避難先団体が処理する事務に要する経費は、告示で定める事務に要する経費を除き、避難先団体が負担する。</p> <p>(二) 国は、(一)により避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずる。</p> <p>6 避難住民に対する役務の提供に関する努力義務（第10条関係）</p> <p>7 特定住所移転者に係る施策等（第11条関係）</p> <p>(一) 指定市町村及び指定都道府県は、特定住所移転者（住所移転者のうち、当該指定市町村の長に対し、特定住所移転者に係る施策の対象となることを希望する旨の申出をしたもの）に対し、指定市町村又は指定都道府県に関する情報であって特定住所移転者との関係の維持に資するものを提供する。</p> <p>(二) 特定住所移転者の指定市町村の区域への訪問の事業その他特定住所移転者との住民との交流を促進するための事業の推進等に努める。</p> <p>8 住所移転者協議会（第12条関係）</p> <p>(一) 指定市町村は、条例で定めるところにより、住所移転者協議会を置くことができる。</p> <p>(二) 住所移転者協議会は、7の(一)及び(二)に定める施策に関する事項のうち、指定市町村の長その他の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、意見を述べることができる。</p>
【改正される法令】	なし